

=お知らせ=

各屋外広告物のガイドラインについて

AMS看板等取り扱いガイドライン

山梨県では、良好な景観を形成、風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び掲出物の設置と維持について必要な規制の基準を定める山梨県屋外広告物条例が一部改正されました。

こうした状況を踏まえ、県や事務移譲された各市町村では、地域毎に屋外広告物の実態調査を行い、既に会員事業場へ自治体の担当者等が出向き、法令を遵守頂くよう指導しています。

そこで、これまで当会が会員事業場に配付した各種看板の掲示状態や老朽化による退色等を把握するため、会員皆様の協力により現況調査を実施しました。

その調査結果を参考とし、会員事業場に配付した各種看板の対応についてのガイドラインを定めましたので、ご理解の上、取り扱いされますようお願いいたします。

1. 子ども110番看板（平成18年頃～平成23年頃 配付）

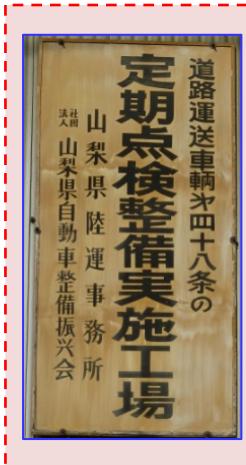


《 継続して掲示 》

※ 著しく退色や破損、老朽化し判読出来ない看板は禁止広告物となるため、撤去して下さい。

※ 上記看板は条例に定める「地方公共団体による公益目的のための看板」とみなされ、申請不要（適用除外）となります。]

2. 定期点検看板（昭和42年頃～平成3年頃 配付）



《 積極的に撤去 》

※ 著しく退色や破損、老朽化した看板は禁止広告物となるため、撤去して下さい。

※ 国の機関名等も現在と違うため、出来るだけ撤去して下さい。]

3. AMS 各種看板 (平成9年頃～現在 配付)



《選択して掲示》

1. 業界の統一看板として、**B**看板を継続して掲示して下さい。
2. **B**看板が、著しく退色や破損、老朽化している場合は禁止広告物となります。
また、自家用広告物に係る適用除外基準の10mに含まれる場合もあります。
B看板に支障ある場合は、**A**、**C**、**D**看板の何れかを選択、掲示して下さい。

※ なお、**B**看板は現在も当商工組合で販売しています。

※看板撤去に伴う経費及び処分等については、会員工場の負担にてお願いします。

※屋外広告物に関する件は、当会にお問い合わせ下さい。

(一社) 山梨県自動車整備振興会 総務課
TEL 055-262-4422
Eメール soumu@ams-net.jp

なお、山梨県では「屋外広告物条例」により、次のとおり設置できる場所、大きさ、色等を定めており、設置には県の許可が必要となる場合もあります。

参考として「屋外広告物条例」の概要を掲載しましたので、ご理解の上、遵守されますようお願いします。

屋外広告物の概要

屋外広告物とは

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示されるものであること
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること

営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的なものでも上記4要件を満たすものは「屋外広告物」となります。(文字だけでなく絵や写真など、イメージや観念を表すものも含みます。)

なお、この冊子で「広告物」と表記しているものは「屋外広告物」を指します。

自家用広告物とは

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための、次の広告物です。

- ① 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示するもの
- ② 自己の管理する車両、船舶等に表示するもの

自家用広告物は、一定の規模の範囲内に限り、許可を受けずに表示することができます(適用除外)。具体的には住宅又は事業場の敷地内で表示面積の合計が次の面積以下の場合です。

地域区分(詳細はP3)	住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計
第一種禁止地域	5m ² 以下
その他の禁止地域・許可地域	10m ² 以下

上記の規模を超える自家用広告物は、許可地域でかつ基準を満たす場合に許可を受けた上で表示することができます。

適用除外

自家用広告物や以下の広告物は一定の基準内で表示された場合に限り、許可を受けずに表示することができます。

自家用広告物以外の適用除外広告物

- ・公職選挙法等、法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示するもの
- ・他の法令の規定に基づいて表示するものでその規格又は場所が定められているもの
- ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの
- ・国又は地方公共団体が、公益目的のために表示するもの
- ・公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物
- ・冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示するもの
- ・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために、7日以内の期間を限って表示するもの
- ・政治資金規正法の規定による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの

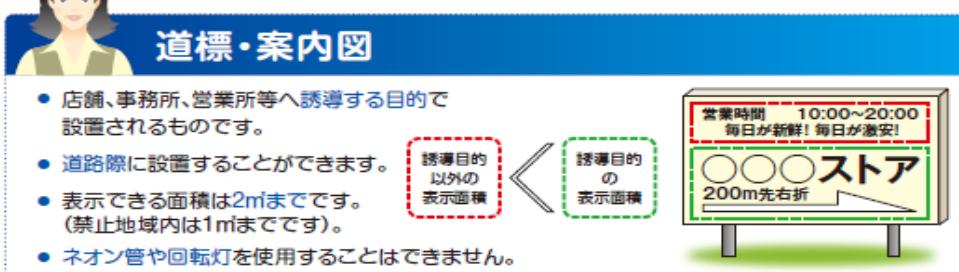
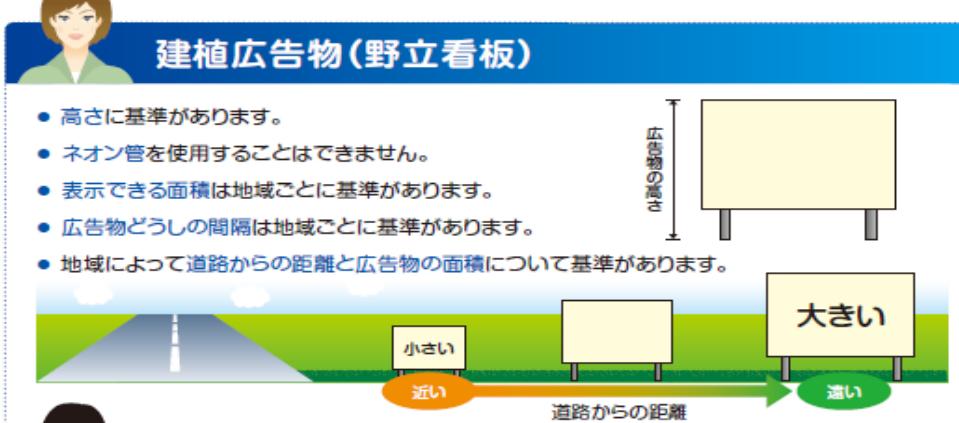
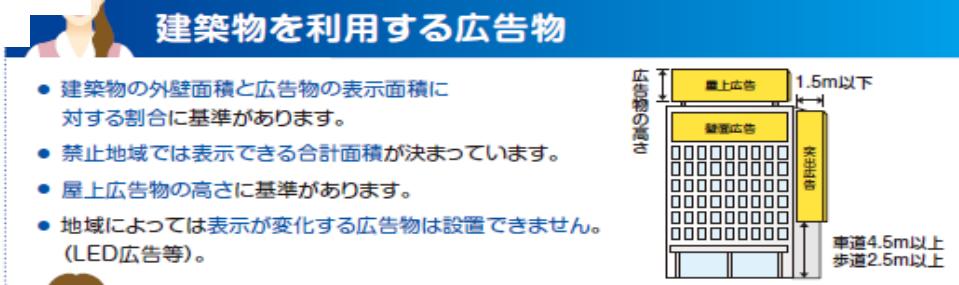
ただし、広告物により禁止地域内では適用除外とならず表示できないものもあります。

2 屋外広告物のルール



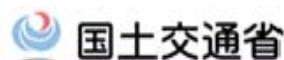
※1 設置場所と大きさ等によっては許可のいらないものがあります。(適用除外)

屋外広告物の基準 (一部抜粋)



注意! 上記以外の広告物についても種類ごとに基準が定められています。
記載内容の一部に平成24年10月1日改正条例施行後の内容を含みます。

詳細は山梨県のホームページ (<http://www.pref.yamanashi.jp/>) でご確認下さい。



スキャンツール補助事業

二次公募 はじめます!

平成27年度「省エネルギー・ロジスティクス等推進事業費補助金（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業）」については、7月末日をもって交付申請の受付を終了したところですが、この度、補助事業の二次公募を開始しますので、お知らせいたします。

公募対象者

以下のいずれかを満たす自動車整備事業者に限ります。

ア. 自動車分解整備事業者 (道路運送車両法第78条)

イ. 優良自動車整備事業者 (道路運送車両法第94条)

今年度の二次公募は、より多くのスキャンツールの活用を可能とする目的で、既に事業場にスキャンツールを保有している場合も補助対象とします。（1事業場あたり補助対象経費の1/3以内、補助金限度額10万円）

公募期間

平成27年10月1日（木）～10月30日（金）

※申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了します。

補助の概要

一定要件を満たすスキャンツール本体の購入経費の一部

※パソコンやプリンター等、周辺機器の購入経費を除きます。

1事業場あたり

補助率：1/3、補助上限額：10万円

※補助申請の合計額が予算額を超える場合には、採択された場合でも補助率や補助上限額を減額する場合があります。予めご了承下さい。

お問い合わせ先



パシフィックコンサルタンツ株式会社

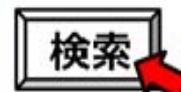
省エネ型陸上輸送実証事業事務局

Tel 03-5339-7411（直通）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

詳しくは…

パソコン



マイナンバー制度への対応について

会員事業場の従業員の健康保険や厚生年金等の加入手続、給与の源泉徴収票の作成等の手続を行うために、マイナンバーを利用することになります。

また、平成28年1月以降、税や社会保障の手続のために、それぞれの帳票等の提出時期までに、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

そこで、マイナンバーをその内容に含む個人情報（特定個人情報）は適切に管理することが必要です。

この制度へ対応するため、「マイナンバー制度が始まります」が
JASPA10月号(22ページ)に掲載されていますので、ご活用下さい。



「経営自己診断システムのご紹介」について

本システムは独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するWEBサイトにおいて提供されているもので、自社の決算書の財務データを入力するだけで、自動車整備業界内における貴社の各財務指標値の優劣を点検することができるほか、収益性、効率性、生産性、安全性、成長性の5つの要素から経営状態を把握することができる経営支援ツールです。

当会HPからもご利用頂けるますので、ご活用お願いします。

「経営自己診断システム」リンク方法

山梨県自動車整備振興会HPトップページ「お知らせ」



日整連HP「経営自己診断システム（無料）」へ

The screenshot shows the 'Financial Statement Item Input' section of the system. A yellow callout box highlights the selection of 'Automotive Maintenance' as the industry type. Another callout box indicates that the 'Automotive Maintenance' item has been selected under the service industry category. The main form contains various financial statement items like current assets, current liabilities, and profit and loss calculations.

大型自動車のホイール・ボルト折損による 車輪の脱落事故防止について

「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会(日整連参画)」では、大型車の車輪脱落事故を防止するための啓発活動を平成18年9月より実施しております。

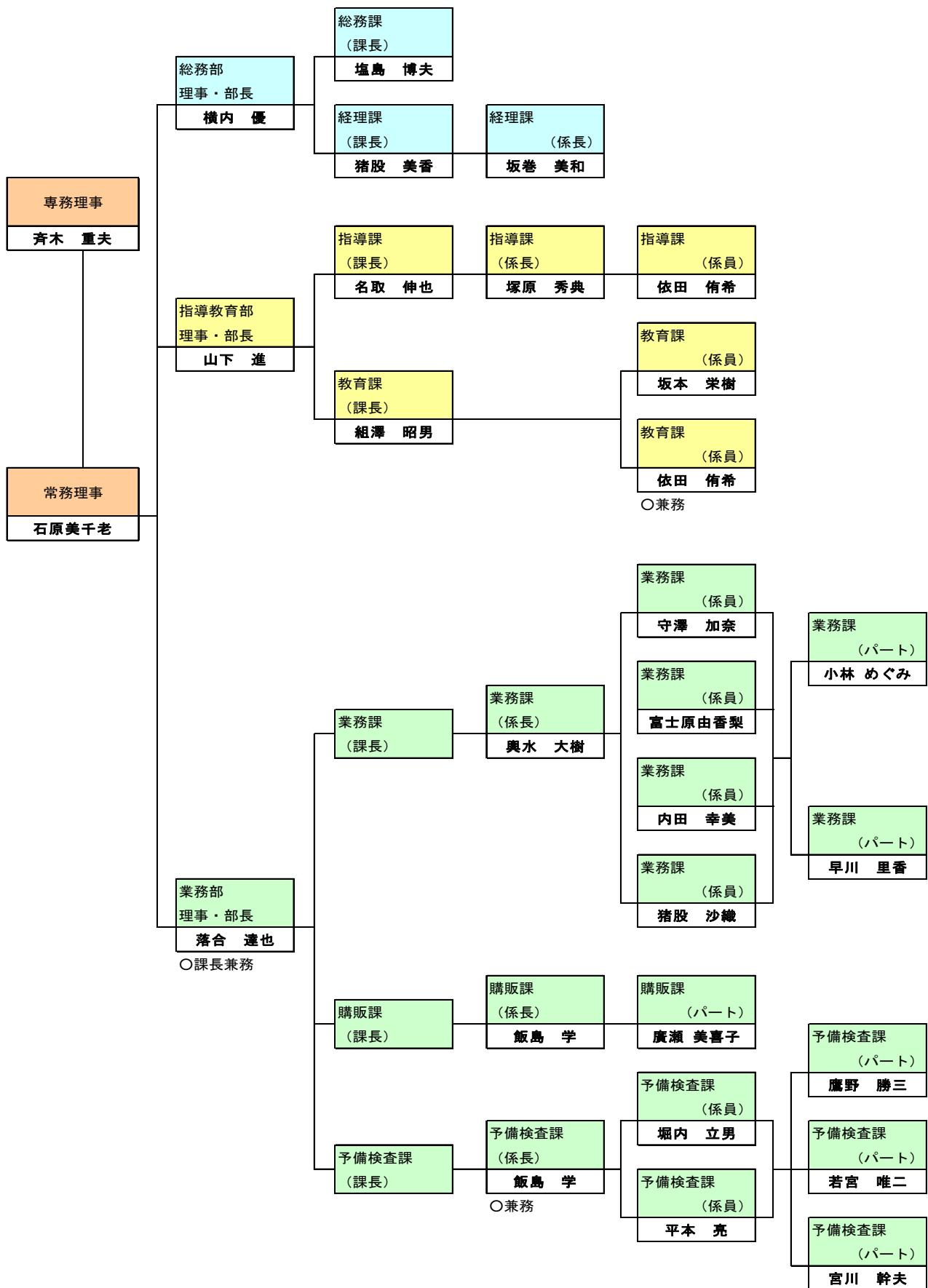
当会でも9月号会報にて、「大型自動車の車輪脱落事故の再発防止対策事項の周知徹底について」をお知らせしたところです。

しかしながら、国土交通省が平成26年度の同種事故の発生状況を調査したところ、前年度に比べ26件増の45件が発生し、3年連続で増加している厳しい状況となりました。

つきましては、適正な車輪脱着作業の再徹底及び大型自動車の使用者に対する一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施について周知をお願い致します。

事務局組織について

事務局体制の強化と窓口サービスの向上のため、10月1日現在で次の組織となりました。



関係団体 人事異動等のお知らせ

【関東運輸局山梨運輸支局】

新所属先	氏 名	旧所属
山梨運輸支局輸送企画専門官（輸送監査）	石川 龍太	山梨運輸支局輸送企画専門官（登録）
山梨運輸支局輸送企画専門官（登録）	佐野 陽	山梨運輸支局輸送企画専門官（輸送監査）
東京運輸支局陸運技術専門官（整備）	中澤 昭夫	山梨運輸支局 陸運技術専門官（整備）
山梨運輸支局首席陸運技術専門官付（検査）	渡部 和充	（新規採用）

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

新所属先	氏 名	旧所属
軽自動車検査協会 松本支所 業務課係員	三根山 容規	軽自動車検査協会 山梨事務所
軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課係員	野田 遼介	軽自動車検査協会 東京主管事務所
軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課係員	神 一真	（新規採用）

**平成27年9月17日から自動車検査手続きに
関する案内のお問い合わせ先が変わります。**

◆自動車検査手続きに関する案内を希望される方は、各ヘルプデスク電話番号にお掛けいただき、音声ガイダンスに従い案内コードをブッシュしてください。**直接オペレーターにご用の方**は、各ヘルプデスク電話番号にお掛けいただき、音声ガイダンスが流れ始めましたら、

「02181」 （※登録関係は「037」）

をブッシュしてください。

◆各運輸支局・事務所のヘルプデスク電話番号一覧

各運輸支局・事務所	ヘルプデスク電話番号
茨城運輸支局	050-5540-2017
土浦自動車検査登録事務所	050-5540-2018
栃木運輸支局	050-5540-2019
佐野自動車検査登録事務所	050-5540-2020
群馬運輸支局	050-5540-2021
千葉運輸支局	050-5540-2022
野田自動車検査登録事務所	050-5540-2023
習志野自動車検査登録事務所	050-5540-2024
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	050-5540-2025
埼玉運輸支局	050-5540-2026
熊谷自動車検査登録事務所	050-5540-2027
春日部自動車検査登録事務所	050-5540-2028
所沢自動車検査登録事務所	050-5540-2029
東京運輸支局	050-5540-2030
足立自動車検査登録事務所	050-5540-2031
練馬自動車検査登録事務所	050-5540-2032
多摩自動車検査登録事務所	050-5540-2033
八王子自動車検査登録事務所	050-5540-2034
神奈川運輸支局	050-5540-2035
川崎自動車検査登録事務所	050-5540-2036
相模自動車検査登録事務所	050-5540-2037
湘南自動車検査登録事務所	050-5540-2038
山梨運輸支局	050-5540-2039

◆案内コード

http://www.mlit.go.jp/jidoshajensatoroku/ans_system/service-code.pdf

◆ヘルプデスクの運用に伴い、東京、茨城、栃木の整備・保安担当（東京にあっては整備のみ）の電話番号が以下に変更になります。

- ・東京運輸支局 03-3458-3751(10月1日から変更)
- ・茨城運輸支局 029-247-7882(10月2日から変更)
- ・栃木運輸支局 028-658-6123(10月5日から変更)

今月の配布物について

リサイクル部品活用推進キャンペーンの一環として

「知っていますか？リサイクル部品はいいことづくめ」

本キャンペーンは、資源の有効利用と産業廃棄物問題の解決に寄与するものであり、環境に優しい自動車整備事業場への取り組みとして、啓発用ポスターの掲示等リサイクル部品の利用推進をお願いします。

そこで、会員事業場へ標記ポスターを配付しますので、ご活用下さい。

**知っていますか？
リサイクル部品は
いいことづくめ。**



車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」9月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
芦沢自動車整備工場	27	甲府東	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南
(有) 小沢自動車修理工場	253	甲府東	オートショップ渡辺	1197	南巨摩北
青柳自動車工業所	16	甲府西	石川自動車整備工場	377	東八
三友自動車工業 (有)	15	甲府南	(有) 富士自動車	524	東八
甲府モータース	616	甲府北	雨宮自動車整備工場	790	東八
山崎自動車整備工場	157	峠北	根津自動車工業 (株)	548	日下部
(有) 小沢自動車	514	韮崎	広瀬自動車興業牧丘工場	762	日下部
久保田自動車整備工場	776	韮崎	原自動車整備工場	510	塩山
新津モータース	413	南アルプス南	町田自動車商会	692	塩山
野田モータース	536	南アルプス南	羽中田自動車工場	162	岳麓
(有) 落合自動車工業	1024	南アルプス南	鈴屋自動車整備工場	954	岳麓
(有) 堀田自動車工場	669	南アルプス北	宝興自動車整備	1008	大月
名孰モータース	774	南アルプス北	古久屋自動車	1009	大月
(株) 杉野ホンダ販売	324	市川	平井自動車整備工場	573	都留
カーショップ昭和	1277	市川	(有) 赤坂オートサービス	893	都留

【訃報】

(岳麓支部 8-482)

天野自工(株)

代表者 天野 祐三 様

御本人(78歳)

9月28日 ご逝去